

第100回 定時株主総会 招集ご通知

日時 平成28年3月30日（水）午前10時

場所 大阪市西区江戸堀1丁目17番18号
当社 本社9階ホール

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

本株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

▶ 第100回定時株主総会招集ご通知	1
▶ 添付書類	
事業報告	2
連結計算書類等	25
監査報告書	32
▶ 株主総会参考書類	36
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役3名選任の件	

企業理念

「独自の技術を核として新たな価値を創造し、
人と社会に求められる企業であり続ける」

長期経営ビジョン「ビジョン'20」～2020年度にありたい姿～

- 顧客視点をベースに独自技術・マーケティング戦略を持つ存在感ある企業
- CSRをひとりひとりが実践する社会から信頼される企業
- 柔軟な発想とチャレンジ精神に富んだ活気あふれる企業

2020年度経営目標：売上高6,000億円超、営業利益600億円超、営業利益率10%超

中期経営計画「中計'14」～2016年度までの3ヶ年計画～

タイヤ事業の方針

- ・ 当社の強みであるライトトラック/SUV用タイヤで確固たるブランドポジションを確立
- ・ 差別化技術の具現化により、トップクラスの商品戦闘力を実現
- ・ トラック・バス用タイヤの商品開発力を強化

ダイバーテック事業の方針

- ・ 事業経営の推進と成長のための収益構造の構築
- ・ 優位性かつ特長ある事業の強化と国内における強固な基盤づくり
- ・ コスト競争力向上と成長基盤の拡大をめざした海外市場への戦略的な展開

コーポレート部門の方針

- ・ Environment（環境への取り組み）…環境配慮商品の充実、事業運営における環境負荷低減
- ・ Society（社会との関わり） ……多様な人材の活用、充実した社会貢献とCSR調達推進
- ・ Governance（企業統治） ……コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底

2016年度経営目標：売上高4,700億円、営業利益520億円、営業利益率11.1%

ROA（総資産営業利益率）10%以上

(証券コード5105)
平成28年3月7日

株 主 各 位

大阪市西区江戸堀1丁目17番18号

東洋ゴム工業株式会社

代表取締役社長 清 水 隆 史

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年3月28日（月曜日）24時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月30日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市西区江戸堀1丁目17番18号 当社 本社9階ホール
3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第100期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第100期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.toyo-rubber.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を上記の当社ホームページに掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎ 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ホームページに掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

当社グループによる免震ゴム問題（平成27年3月公表）及び防振ゴム問題（平成27年10月公表）につきまして、株主の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことを心から深くお詫び申し上げます。

当社グループは、品質保証体制の強化及び企業風土の抜本的な改革をはじめとする再発防止策を全社一丸となって実行するとともに、免震ゴム問題・防振ゴム問題の関係者様への対応を誠意をもって取り組んでまいります。

(1) 事業の経過及びその成果

当期（平成27年1月1日から平成27年12月31日）における海外経済は、米国では雇用環境が改善し個人消費が堅調に推移するなど、景気の回復基調が継続しました。また、欧州でも緩やかな景気回復が続きました。一方、中国では経済成長のスピードが減速するなど、先行き不透明な状況が続きました。わが国経済は、消費税増税後の停滞感が残るものの、企業収益の改善や個人消費の持ち直しが見られるなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

このような状況のもと、当社グループは2014年度を起点とする3ヶ年計画「中期経営計画'14」の目標を達成させるため、成長・収益市場への事業拡大、供給能力のスピーディーな増強、販売力とブランド戦略の強化、差別化技術の構築などに取り組みました。

その結果、当期の売上高は4,077億89百万円（前期比140億6百万円増、3.6%増）、営業利益は633億81百万円（前期比158億71百万円増、33.4%増）、経常利益は568億14百万円（前期比102億70百万円増、22.1%増）となりましたが、製品補償対策費、製品補償引当金繰入額及び独禁法関連損失を特別損失として計上したことにより、当期純利益は16億74百万円（前期比295億65百万円減、94.6%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

【事業セグメント別の状況】

〔タイヤ事業〕

タイヤ事業の売上高は3,255億39百万円（前期比133億30百万円増、4.3%増）となり、営業利益は580億4百万円（前期比126億85百万円増、28.0%増）となりました。

（新車用タイヤ）

消費税増税や軽自動車税引き上げなどの影響による国内自動車生産台数の減少が続く中、当社装着車種の販売が好調に推移したことなどにより、国内販売は販売量、売上高ともに前期を上回りました。また、海外市場においても、新規ビジネスの獲得により、販売量、売上高ともに前期を上回りました。

この結果、新車用タイヤ全体では、販売量、売上高ともに前期を上回りました。

（国内市販用タイヤ）

ウルトラ・ハイパフォーマンス（UHP）タイヤの当社グローバル・フラッグシップブランド「PROXES（プロクセス）」シリーズにおいて、新商品「PROXES CF2 SUV（プロクセス・シーエフツー・エスユーブイ）」、並びに「PROXES CF2（プロクセス・シーエフツー）」を発売するなど拡販に努めましたが、消費税増税や軽自動車税の引き上げ、暖冬によるスタッドレスタイヤ販売の低迷などの影響により、販売量、売上高ともに前期を下回りました。

（海外市販用タイヤ）

北米市場では、緩やかな景気回復を背景に米国自動車販売が好調に推移する中、販売量は前期並みとなりましたが、高付加価値商品であるSUV用タイヤの当社主力商品「OPEN COUNTRY A/T II（オープンカントリー・エーティーツー）」、及びNITTOブランド「TERRA GRAPPLER（テラグラップラー）」、並びに次世代商品である「TERRA GRAPPLER G2（テラグラップラー・ジーツー）」の販売が好調に推移したことなどにより、売上高は前期を上回りました。

欧州市場では、SUV、4x4の需要に対応した新商品「OPEN COUNTRY A/T plus（オープンカントリー・エーティープラス）」を導入したことなどにより、販売量は前期並みとなりましたが、市況の悪化などの影響により、売上高は前期を下回りました。

この結果、海外市場全体では、販売量は前期を下回りましたが、売上高は前期を上回りました。

〔ダイバーテック事業〕

ダイバーテック事業の売上高は820億38百万円（前期比5億29百万円増、0.6%増）となり、営業利益は39億55百万円（前期比18億87百万円増、91.2%増）となりました。

（輸送機器分野）

自動車用防振ゴム及び自動車用シートクッションでは、消費税増税前の駆け込み需要の反動などの影響により国内自動車生産台数が減少したこともあり、国内市場は前期を下回りましたが、海外市場の防振ゴムが堅調に推移したため、全体の売上高は前期を上回りました。鉄道車両用空気バネでは、国内新車向けの需要が減少しましたが、海外新車向けの販売が好調であったため、売上高は前期並みになりました。

（断熱・防水資材分野）

断熱資材分野については、農畜舎向け資材の販売は好調でしたが、建材メーカー向け硬質ウレタン原液の販売が低迷したため、売上高は前期を下回りました。防水資材分野についても、一部遮水分野が堅調に推移したものの、全体では市況低迷の影響により売上高は前期を下回りました。

（産業・建築資材分野）

産業・建築資材分野については、建設用ホース類の販売が好調でしたが、建築免震ゴムの販売停止により、売上高は前期を下回りました。

注）事業別の金額は、事業間の取引を含んでおります。

（2）設備投資の状況

設備投資につきましては、主として、合理化及び品質向上、Toyo Tire North America Manufacturing Inc.やToyo Tyre Malaysia Sdn Bhdの生産設備増強、並びに基礎研究技術の強化を目的として実施しました。

その結果、当期の設備投資実施額は総額421億47百万円となりました。

（3）資金調達の状況

当社グループの当期における設備投資等の資金は、自己資金及び借入金により賄いました。なお、当期末における社債を含めた借入金の総額は1,615億57百万円で、前期末に比べ301億45百万円増加しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2014年度からの3ヶ年計画「中期経営計画'14」に基づき、グローバル成長を確実なものとし収益基盤の構築を進めていくため、

タイヤ事業においては、

- ①当社の強みであるライトトラック／SUV用タイヤで確固たるブランドポジションを確立
- ②差別化技術の具現化により、トップクラスの商品競争力を実現
- ③トラック・バス用タイヤの商品開発力を強化

ダイバーテック事業においては、

- ①事業経営の推進と成長のための収益構造の構築
- ②優位性かつ特長ある事業の強化と国内における強固な基盤づくり
- ③コスト競争力向上と成長基盤の拡大をめざした海外市場への戦略的な展開

コーポレート部門においては、

- ①Environment（環境への取り組み）・・・環境配慮商品の充実、事業運営における環境負荷低減
- ②Society（社会との関わり）・・・多様な人材の活用、充実した社会貢献とCSR調達推進
- ③Governance（企業統治）・・・コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底

を方針として取り組んでおります。

免震積層ゴムの大臣認定不適合等について

平成27年3月12日、当社又は当社の子会社である東洋ゴム化工品株式会社が過去に製造・販売してきた建築用免震積層ゴムの一部（製品タイプ：SHRB-E4及びSHRB-E6、納入物件数全55物件、納入基数全2,052基）が、建築基準法第37条第2号の国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していないとの事実が判明し、当社は、国土交通省に対し自主的に報告を行いました。また、当社が過去に取得した免震積層ゴムの国土交通大臣認定の一部については、技術的根拠のない申請を行うことにより、国土交通大臣認定を受けていた事実も判明したため、平成27年3月13日、当社は、技術的根拠のない申請により取得した国土交通大臣認定についても、国土交通省に対し自主的に取下げを申請し、同省より当該認定の取り消しを受けました。これにより、当該認定を前提としていた免震積層ゴムは、国土交通大臣認定を受けた指定建築材料として認められないことになります。

当社グループは、当該認定の取り消しを受けた免震積層ゴムを納入した建築物における構造安全性の検証を進め、55物件全ての建築物について、震度6強から震度7程度の地震に対して倒壊するおそれはないことを確認し、平成27年3月30日、同省にこれを報告しました。

併せて、対象物件の所有者様、居住者様等に連絡を取り、誠意をもって今後の対処についてご相談を進めております。今後の対策・対応については、あらゆる可能性を想定し検討を続けてまいりましたが、所有者様、使用者様、施主様、建築会社様等の関係者様のご意向に反しない限り、原則として、当該免震積層ゴム全基について、当初の設計段階において求められた性能評価基準に適合する製品へと交換する方針であります。

また、平成27年4月21日には、平成27年3月に報告したもの以外にも、国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していない免震積層ゴムを納入していた建築物が存在すること（納入物件数90物件、全678基。なお、納入物件数9物件、全177基については、国土交通大臣認定への性能評価基準への適合性を判断できておりません。）、及び平成27年3月に既に取り消しとなった国土交通大臣認定以外の全17物件の国土交通大臣認定の一部にも、技術的根拠のない申請がなされていた疑いが判明いたしました。さらに、その後の調査により、平成27年6月19日までには、上記17物件の国土交通大臣認定の大半につき、技術的根拠のない申請がなされていたことが判明しております。当社は、新たに判明した国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していない建築物についても、構造安全性の検証を踏まえ、その必要性に応じて、本来求められていた性能評価基準を満たした製品への交換・改修を進める方針です。

当社グループは、本件の重大性に鑑み、対策本部を設置するとともに、客観性・専門性の確保された外部の法律事務所に対し、本件発生の経緯等の詳細な事実調査及び検証を依頼しており、平成27年6月19日には、当該法律事務所から調査結果報告書を受領し、調査結果の報告及び再発防止策の提言を受けております。当社は、かかる提言等を踏まえ、平成27年6月23日には本件の総括及び今後の再発防止策を公表しており、引き続き然るべき対応を行い、コーポレートガバナンス、内部統制システム、コンプライアンス体制をより一層強化し、再発防止策の徹底を図り、信頼回復に最大限努めてまいります。この一環として、当社は平成27年11月12日に臨時株主総会を開催し、取締役の一部退任及び新たな取締役の選任を行い経営体制を刷新、新経営陣のもと掲げた諸施策を鋭意推進しております。

一般産業用防振ゴム部品の製品検査成績書への不実記載について

当社又は当社の子会社である東洋ゴム化工品株式会社が過去に製造・販売してきた一般産業用防振ゴム部品の一部について、納入先様に交付している製品検査成績書に不実記載がなされていた事実が判明し、当社は、平成27年9月28日に国土交通省及び経済産業省に対し自主的に報告を行いました。

この問題について、当社は、社内調査チーム（外部法律事務所所属弁護士を含む）から報告を受けた事実経緯・原因等を精査するとともに、当該外部法律事務所が取りまとめた再発防止策の提言を踏まえ、「一連の問題に対する再発防止策」を策定し、平成27年12月25日に公表しました。

当社グループは現在、品質保証・管理体制の再構築、コンプライアンス及びガバナンスの強化徹底、危機管理体制の確立、社員教育の再徹底と企業風土の抜本的改革など再発防止策の徹底を図っております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成24年度 (第97期)	平成25年度 (第98期)	平成26年度 (第99期)	平成27年度 (第100期)
売上高 (百万円)	291,110	370,218	393,782	407,789
経常利益 (百万円)	13,645	38,293	46,543	56,814
当期純利益 (百万円)	13,218	11,596	31,240	1,674
1株当たり 当期純利益 (円)	104.06	91.30	245.97	13.19
総資産 (百万円)	354,285	433,327	481,966	522,937

- 注) 1. 第100期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 第97期につきましては、決算期変更のため、9ヶ月決算となっております。
3. 平成26年7月1日付で、普通株式につき2株を1株とする株式併合を行ったため、第97期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況（平成27年12月31日現在）

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社トーヨータイヤジャパン	440百万円	100%	自動車タイヤの販売
Toyo Tire Holdings of Americas Inc.	199百万米ドル	100%	米国タイヤ事業の統括
Toyo Tire U.S.A. Corp.	25百万米ドル	100% (100%)	自動車タイヤの販売
Nitto Tire U.S.A. Inc.	2百万米ドル	100% (100%)	自動車タイヤの販売
Toyo Tire North America Manufacturing Inc.	150百万米ドル	100% (100%)	自動車タイヤの製造及び販売
Silverstone Berhad	203百万 マレーシアリンギット	100%	自動車タイヤの製造及び販売
Toyo Tyre Malaysia Sdn Bhd	350百万 マレーシアリンギット	100%	自動車タイヤの製造及び販売
通伊欧輪胎張家港有限公司	95百万米ドル	100%	自動車タイヤの製造及び販売
通伊欧輪胎（諸城）有限公司	330百万人民币元	100%	自動車タイヤの製造及び販売
Toyo Automotive Parts (USA), Inc.	29百万米ドル	100%	自動車部品の製造及び販売

注）議決権比率の（ ）内は、間接所有による議決権比率で内数であります。

(7) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

当社グループは、各種ゴム製品及び樹脂製品の製造販売を主な事業としており、各事業分野における主要製品は、以下のとおりであります。

事 業 区 分	主 要 製 品	
タ イ ヤ	各種タイヤ（乗用車用、トラック・バス用、建設機械用、産業車両用）、タイヤ用チューブ、フラップ、その他関連製品	
ダイバーテック	輸 送 機 器	防振ゴム（自動車用、鉄道車両用）、空気パネ（自動車用、鉄道車両用）、シートクッション、CVJブーツ
	断熱・防水資材	硬質ウレタン、断熱材、ウレタン塗膜防水材、防水シート
	産業・建築資材	ゴム・樹脂ホース、標準防振ゴム、ガスメーター計量膜、ゴム引布製品、視線誘導標、車止め
	そ の 他 資 材	オフィス機器用部品、CMP装置用研磨パッド
そ の 他	国内関係会社に対する融資及び債権の買取、不動産業ほか	

(8) 主要な営業所及び工場（平成27年12月31日現在）

(当 社)

事 務 所	本社（大阪市西区）、東京支店（東京都千代田区）、東京支店神田事務所（東京都千代田区）、名古屋事務所（愛知県みよし市）、広島事務所（広島市東区）
工 場	仙台工場（宮城県岩沼市）、桑名工場（三重県員弁郡東員町）、兵庫事業所（兵庫県加古郡稲美町）
研 究 所	東洋ゴム基盤技術センター（兵庫県川西市）、タイヤ技術センター（兵庫県伊丹市）、自動車部品技術センター（愛知県みよし市）

(関係会社)

国 内		(株)トーヨータイヤジャパン（東京都千代田区）、(株)ソフランウイズ（大阪市北区）、東洋ゴム化工品(株)（東京都新宿区）、東洋ソフラン(株)（愛知県みよし市）、福島ゴム(株)（福島県福島市）、オリエント工機(株)（兵庫県伊丹市）、綾部トーヨーゴム(株)（京都府綾部市）、ニットージャパン(株)（東京都千代田区）、トーヨータイヤ物流(株)（大阪市西区）、トーヨー・アドバンスト・テクノロジー(株)（大阪市北区）、昌和不動産(株)（大阪市西区）、(株)エフ・シー・シー（福島県福島市）
海 外	北 米	Toyo Tire Holdings of Americas Inc.、Toyo Tire U.S.A. Corp.、Nitto Tire U.S.A. Inc.、Toyo Tire North America Manufacturing Inc.、Toyo Automotive Parts (USA),Inc.（以上、米国）、Toyo Tire Canada Inc.（カナダ）、NT Mexico S.de R.L.de C.V.（メキシコ）
	欧 州 ・ ユーラシア	Toyo Tire Europe GmbH（ドイツ）、Toyo Tyre (UK) Ltd.（イギリス）、Toyo Tire Benelux B.V.（オランダ）、Toyo Tire Italia S.p.A（イタリア）、TOYO TIRE RUS LLC（ロシア）
	ア ジ ア ・ オセアニア	Silverstone Berhad、Toyo Tyre Malaysia Sdn Bhd（以上、マレーシア）、通伊欧輪胎（諸城）有限公司、東洋橡塑（広州）有限公司、通伊欧輪胎張家港有限公司（以上、中国）、TOYO TIRE (THAILAND) CO.,LTD.（タイ）、Toyo Tyre & Rubber Australia Ltd.（オーストラリア）

(9) 従業員の状況（平成27年12月31日現在）

事業区分	従業員数(名)	前期末比増減(名)
タイヤ事業	9,127 [982]	419 [39]
ダイバーテック事業	1,912 [250]	46 [△13]
その他事業	15 [24]	△3 [0]
全社(共通)	279 [51]	22 [13]
合計	11,333 [1,307]	484 [39]

- 注) 1. 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、臨時従業員は[]内に外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
4. タイヤ事業の従業員が当期に419名増加しておりますが、主としてToyo Tyre Malaysia Sdn Bhd(223名増加)及びToyo Tire North America Manufacturing Inc.(240名増加)の生産能力拡大に伴う増員によるものであります。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成27年12月31日現在）

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,420
株式会社新生銀行	3,050
株式会社みずほ銀行	2,760
株式会社日本政策投資銀行	2,638
農林中央金庫	2,420

注) 上記のほか、主要な借入れとして金融機関延べ30社を借入先とするシンジケートローン(総額23,000百万円)があります。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 127,179,073株
 (3) 株 主 数 9,288名
 (4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
株 式 会 社 プ リ デ ス ト ン	10,000	7.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,760	5.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,291	4.95
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 6 3 4	4,951	3.89
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	4,774	3.75
三 菱 商 事 株 式 会 社	3,890	3.06
D E U T S C H E B A N K A G L O N D O N - P B N O N - T R E A T Y C L I E N T S 6 1 3	3,626	2.85
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	3,321	2.61
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,823	2.22
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	2,350	1.85

注）持株比率は、自己名義株式（181,390株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	駒 口 克 己	会長
代 表 取 締 役 社 長	清 水 隆 史	社長、タイヤ事業本部長、危機管理統括、 コンプライアンス統括、免震ゴム対策統括本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	小 野 浩 一	タイヤ事業本部 タイヤ企画本部長、北米ビジネスユニット長、 タイヤ技術本部長、管理部門管掌
取 締 役 常 務 執 行 役 員	石 野 政 治	ダイバーテック事業本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	多田羅 哲 夫	基盤技術センター長、エンジニアリングセンター長、 中央研究所長、タイヤ生産本部・テック生産本部管掌
取 締 役	河 盛 裕 三	関西ペイント株式会社 相談役
取 締 役	苗 村 博 子	虎門中央法律事務所 大阪事務所長
取 締 役	森 田 研	
常 勤 監 査 役	上 島 弘 康	
常 勤 監 査 役	能 勢 広 茂	
常 勤 監 査 役	中 原 全 生	

注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 平成27年3月27日開催の第99回定時株主総会において、市原貞男氏が取締役、中原全生、辰野久夫の両氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。また平成27年11月12日開催の臨時株主総会において、駒口克己、清水隆史、小野浩一、石野政治、多田羅哲夫、森田研の各氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。

(2) 退任した取締役及び監査役

(氏名)	(退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況)	(退任年月日)
新庄治宏	取締役執行役員、 無錫東洋美峰橡胶制品制造有限公司 董事長	平成27年3月27日任期満了
金井壽宏	取締役、神戸大学経営学研究科教授、 ロート製薬株式会社 社外取締役	平成27年5月31日辞任
信木 明	代表取締役会長	平成27年7月1日辞任

久世哲也	代表取締役専務執行役員、管理本部長、 経営企画本部長	平成27年 7 月 1 日辞任
伊藤和行	取締役常務執行役員、技術統括センター長	平成27年 7 月 1 日辞任
山本卓司	代表取締役社長、タイヤ事業本部長、 免震ゴム対策統括本部長	平成27年11月12日辞任
市原貞男	取締役常務執行役員、 免震ゴム対策統括副本部長	平成27年11月12日辞任
藤田敏郎	常勤監査役	平成27年 3 月27日任期満了
川木一正	監査役	平成27年 3 月27日任期満了
辰野久夫	監査役、 辰野・尾崎・藤井法律事務所 代表パートナー	平成27年10月31日辞任

2. 取締役のうち、河盛裕三、苗村博子、森田研の各氏は社外取締役であります。
3. 監査役のうち、能勢広茂、中原全生の両氏は社外監査役であります。
4. 取締役河盛裕三、苗村博子、森田研の各氏、及び監査役能勢広茂、中原全生の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。
5. 監査役中原全生氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

平成28年1月1日付で、次のとおり異動がありました。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 長 代 表 取 締 役 長	駒 口 克 己	会長
代 表 取 締 役 長 代 表 取 締 役 長	清 水 隆 史	社長、危機管理統括、コンプライアンス統括、 免震ゴム対策統括本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	小 野 浩 一	タイヤ事業本部長、免震ゴム対策統括副本部長、管理部門管掌
取 締 役 常 務 執 行 役 員	石 野 政 治	ダイバーテック事業本部長、テック企画本部長、 無錫東洋美峰橡胶制品制造有限公司 董事長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	多田羅 哲 夫	基盤技術センター長、エンジニアリングセンター長、 中央研究所長、タイヤ生産本部管掌

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数（名）	報酬等の総額（百万円）
取 締 役	15	180
監 査 役	6	54

- 注）１．株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額300百万円以内（平成18年６月29日定時株主総会決議）及び監査役の報酬限度額は、年額80百万円以内（平成18年６月29日定時株主総会決議）であります。
- ２．上記報酬額には、当期において計上した役員賞与引当金30百万円が含まれております。
- ３．上記員数及び報酬等の総額には、社外役員（社外取締役及び社外監査役）９名に対する報酬53百万円が含まれております。
- ４．上記員数及び報酬等の総額には、当事業年度中に退任した取締役７名及び監査役３名が含まれております。

(3) 取締役兼務者以外の執行役員の氏名等（平成28年1月1日現在）

役 位	氏 名	担 当
常務執行役員	水 谷 友 重	Toyo Tire U.S.A. Corp. 会長、Nitto Tire U.S.A. Corp. 会長
常務執行役員	高 木 康 史	タイヤ事業本部 直需営業本部長、直需企画管理部長、 免震ゴム対策統括副本部長
常務執行役員	櫻 本 保	タイヤ事業本部 R E 営業本部長、 ダイバーテック事業本部 テック営業本部管掌
執 行 役 員	川 田 道 弘	免震ゴム対策統括本部（改修本部長）
執 行 役 員	田 辺 伸 二	タイヤ事業本部 タイヤ生産本部長、 ダイバーテック事業本部 テック生産本部管掌、 通伊欧輪胎張家港有限公司 董事長、 通伊欧輪胎（諸城）有限公司 董事長
執 行 役 員	西 脇 良 和	購買統括本部長
執 行 役 員	上 田 健 一	品質保証本部長
執 行 役 員	本 母 利 彦	免震ゴム対策統括本部（お客様対応本部長）
執 行 役 員	瀧 脇 將 雄	チーフ・コンプライアンスオフィサー、 コンプライアンス・リーガルセンター長、法務部長
執 行 役 員	小 川 格	ダイバーテック事業本部 テック営業本部長、 自動車部品第二営業部長
執 行 役 員	大 野 幾 雄	管理本部長
執 行 役 員	植 松 秀 文	(株)トーヨータイヤジャパン 社長
執 行 役 員	鈴 木 伊 織	Toyo Tire Holdings of Americas Inc. 社長
執 行 役 員	金 井 昌 之	タイヤ事業本部 タイヤ技術本部長
執 行 役 員	篠 崎 幸 男	経営企画本部長、経営企画部長
執 行 役 員	光 畑 達 雄	タイヤ事業本部 タイヤ企画本部長、タイヤ海外営業企画部長、 通伊欧輪胎（上海）貿易有限公司 董事長

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
社 外 取 締 役	河 盛 裕 三	関西ペイント株式会社 相談役
社 外 取 締 役	苗 村 博 子	虎門中央法律事務所 大阪事務所長
社 外 取 締 役	金 井 壽 宏	神戸大学経営学研究科教授、ロート製薬株式会社 社外取締役
社 外 監 査 役	辰 野 久 夫	辰野・尾崎・藤井法律事務所 代表パートナー

- 注) 1. 当社と当該他の法人等との間には、重要な関係はありません。
2. 金井壽宏、辰野久夫の各氏の重要な兼職の状況は辞任時点のものです。

② 主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況		主 な 活 動 状 況
		取締役会	監査役会	
社 外 取 締 役	金 井 壽 宏	16回中 6 回	—	主に経営管理・組織行動・経営行動科学研究の専門家としての見地から適宜発言を行っております。
社 外 取 締 役	河 盛 裕 三	36回中32回	—	主に経営者としての幅広い見識と豊富な経験から適宜発言を行っております。
社 外 取 締 役	苗 村 博 子	36回中30回	—	主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社 外 取 締 役	森 田 研	6 回中 5 回	—	主に経営者としての幅広い見識と豊富な経験から適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	藤 田 敏 郎	7 回中 6 回	3 回中 3 回	主に金融機関における長年の経験に基づく幅広い見識と豊富な経験から適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	川 木 一 正	7 回中 6 回	3 回中 3 回	主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

地 位	氏 名	出 席 状 況		主 な 活 動 状 況
		取締役会	監査役会	
社外監査役	辰 野 久 夫	22回中22回	12回中12回	主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	能 勢 広 茂	36回中34回	17回中17回	主に企業活動に関する幅広い見識と豊富な経験から適宜発言を行っております。
社外監査役	中 原 全 生	29回中28回	14回中14回	主に金融機関における長年の経験に基づく幅広い見識と豊富な経験から適宜発言を行っております。

- 注) 1. 河盛裕三、苗村博子、金井壽宏、能勢広茂、中原全生、辰野久夫の各氏は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (4) 対処すべき課題」(5～6 ページ) に記載の免震ゴム問題及び防振ゴム問題が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っております。これらの事実の判明後は原因究明の調査、再発防止策の策定、コンプライアンス強化の推進などを求める等、その職責を適切に果たしております。
2. 取締役金井壽宏氏につきましては、平成27年5月31日退任までの状況を記載しております。
3. 取締役森田研氏につきましては、平成27年11月12日就任後の状況を記載しております。
4. 監査役藤田敏郎氏につきましては、平成27年3月27日退任までの状況を記載しております。
5. 監査役川木一正氏につきましては、平成27年3月27日退任までの状況を記載しております。
6. 監査役辰野久夫氏につきましては、平成27年3月27日就任から平成27年10月31日退任までの状況を記載しております。
7. 監査役中原全生氏につきましては、平成27年3月27日就任後の状況を記載しております。
8. 書面決議による取締役会の回数は除いております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 84百万円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 96百万円 |

- 注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、株式会社トーヨータイヤジャパン以外のものは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等において、その必要があると判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議し、適宜これを改定しております。会社法及び会社法施行規則の一部改正が施行されたこと、及び建築用免震ゴム問題に関する再発防止策を反映させるため、平成27年8月27日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針の見直しを決議いたしました。また、平成27年12月24日開催の取締役会において、一般産業用防振ゴム問題の公表を受け、内部統制システムに関する基本方針の見直しについて検討いたしました。当社が定める内部統制に関する基本方針は以下のとおりです。

1. 当社及び当社グループ会社各社（以下「当社グループ」という。）の取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 「東洋ゴムグループ企業行動憲章」及び「東洋ゴムグループ行動基準」を当社グループの取締役、執行役員、監査役及び従業員（契約社員、パート、アルバイトを含む）が法令・定款及び企業倫理を遵守（以下「コンプライアンス」という。）するための行動規範とする。
- ② チーフ・コンプライアンスオフィサー（以下「CCO」という。）がコンプライアンス全般に係る事項を管掌し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し実施する。また、CCOはコンプライアンス違反又はその疑い・恐れがある場合には、必要な調査を行う権限を有し、その業務に対し、中止又は改善命令を出すことができる。
- ③ CCOの諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置するとともに、各組織にコンプライアンスオフィサーを任命する等により、コンプライアンス推進体制を構築する。
- ④ 「東洋ゴムグループ企業行動憲章」及び「東洋ゴムグループ行動基準」の徹底を図るため、CCOが中心となり、当社グループの取締役、執行役員、監査役及び従業員にコンプライアンス研修・教育を行う。
- ⑤ 従業員が直接通報・相談できる仕組みとして設置・運営している「ホットライン相談窓口」については、通報できるルートを複数確保するなどの見直しを行い必要な情報が上がり易い体制を整える。
- ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを方針とし、万一、不当な要求を受けた場合には、組織的に毅然とした態度で排除する。
- ⑦ 金融商品取引法及びその他関係法令に基づく財務報告の適正性を確保するための体制の整備・充実を図る。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営戦略会議、執行役員会、専門委員会等重要な会議の議事録その他取締役の執行に係る情報は、法令並びに社内規定・規則に基づき、適切に保存及び管理し、取締役及び監査役が、それらを閲覧できる体制を確保する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの「危機管理基本要綱」に基づいて、全社の統括責任者として、取締役の中から「危機管理統括」を選任し、緊急事態への対応を行う。
- ② 当社は、緊急事態が発生した場合、直ちにリスク管理委員会の委員長から社長及び取締役、監査役に報告のうえ、当該事態に対応するため「危機管理基本要綱」に基づく緊急対応会議を招集し、解決を図る体制を構築する。
- ③ 個々のリスク管理については、それぞれのリスクを担当する役員又は部門の長を委員長として選任し、「コンプライアンス委員会」「QA委員会」「環境・安全衛生委員会」「技術委員会」「リスク管理委員会」「組織人事委員会」の各種専門委員会・会議体において審議し、各種のリスクに対応する。
- ④ 経営資源の効率的な配分を促進すること、また、事業の全社収益への貢献度やリスクの所在を見極め、適切なマネジメントの推進に寄与することを目的として、事業評価ガイドラインを策定し、運用する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令で定められた事項、経営の執行方針等重要な業務執行の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。
- ② 業務執行の効率性を高めるために執行役員制を設けている。社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示・伝達し、執行役員は業務執行状況を取締役会、社長、監査役各々の求めに応じ、報告する。
- ③ 経営戦略会議及び各種専門委員会では、取締役会付議事項となる重要案件を事前協議し、取締役会の意思決定を支援するとともに取締役会から権限委譲された案件を審議・決定する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、「東洋ゴムグループ企業行動憲章」「東洋ゴムグループ行動基準」「TOYO地球環境憲章」「TOYO製品安全憲章」を制定し、グループ全体の基本原則とする。
- ② 当社グループは、子会社を含む重要な決議・審議事項については、「取締役会規則」で上程基準を明確にするだけでなく、契約、投資、資金調達、人的配置についても社内稟議制度及び各種委員会・会議体において審議することで、業務の適正を確保する。
- ③ 当社グループ会社の管理については、「関係会社管理規定」に基づき、管理部署、管理責任者を明確にし、業務の適正を確保する。
- ④ 内部監査部門は、各部門及び当社グループ会社の業務執行状況、コンプライアンス体制等について監査を実施し、監視と業務改善の助言を行うとともに、その結果を社長、監査役及びCCOに報告する。

6. 当社の監査役がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制及びその従業員の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役会がその職務を補助する従業員を求めた場合は、監査役の職務が実効的に行われるように従業員を配置する。また、その従業員の人事、処遇及び賞罰については、監査役会の事前の同意を必要とする。

7. 当社グループの取締役及び従業員が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役及び執行役員並びに従業員（以下「役員・従業員」という。）は、当社グループに重大な影響を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるときは、直ちに監査役に報告する。また、役員・従業員は、監査役の要請に応じて、必要な報告をし、情報を提供する。
- ② 当社グループの役員・従業員が監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

8. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ① 当社の取締役会は、監査役が重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握できる体制をとる。
- ② 役員・従業員は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、業務及び財産の状況の調査、主要な部門長へのヒアリング、代表取締役との定期的な意見交換会など、監査役の活動が円滑に実施できるよう、監査環境の整備に協力する。
- ③ 内部監査部門は、監査役と独立性を保ちつつ、相互の連携を図ることで監査の実効性・効率性を高める。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる合理的な費用又は債務については、監査役からの請求に基づいて、速やかに処理する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社グループは、平成18年5月16日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議し、適宜これを改定し運用してまいりましたが、誠に遺憾ながら、建築用免震ゴム問題（平成27年3月公表）及び一般産業用防振ゴム問題（平成27年10月公表）の発生を防止することができませんでした。そのため、業務の適正を確保するための体制・運用に改善すべき点がなかったかを改めて検討した上で、既存の仕組みを再整備し、更に、下記のコンプライアンスオフィサー制度、コンプライアンス推進室などの新たな仕組みを導入するなど内部統制システムの強化を図っております。

① コンプライアンス

平成27年7月1日にコンプライアンス事案を全社・組織的に把握、一元的に管理すること、及び責任の所在を明確化することを目的に、「コンプライアンスオフィサー（CO）制度」を新たに導入するとともに、CO制度が適正かつ効率的に機能するべく支援する専任組織としてコンプライアンス推進室を新設しました。また、CO制度の統括責任者であるチーフ・コンプライアンスオフィサー（CCO）が委員長を務めるコンプライアンス委員会は、コンプライアンスの推進、充実及び強化を図るための協議及び検討を行っております。加えてコンプライアンス推進体制を構築するため各組織にコンプライアンスオフィサー（CO）を任命、またCOの指示に基づき、コンプライアンスに関する事項を実施するコンプライアンス委員を任命するなど各組織・階層別に担当者を配置するとともに、CO向け危機管理研修の実施など組織単位で活発な活動を行っております。

加えて、法令違反・不正行為の防止・早期発見を目的として、監査部に繋がる社内ルート、法律事務所及び社外委託会社に繋がる社外ルートの複数ルートがある「ホットライン相談窓口」を設置しております。また、利用を促進させるためコンプライアンス研修等の機会がある毎に相談窓口の周知を行っております。

② 取締役の職務執行

当社は、取締役会を原則月2回開催し、重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っており、当該事業年度については、臨時も含め36回開催しております。また、社外取締役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し適宜忌憚のない意見を述べ、経営の監視・監督に努めております。

③ リスク管理体制

当社グループの経営に重大な影響を及ぼすリスクの発生を未然に防止するために平常時に実施しておくべきこと、またリスク発生時に適切な対応を実施することで被害を最小限に止めることを目的として危機管理基本要綱を制定しております。

個々のリスク管理については、「コンプライアンス委員会」「QA委員会」「環境・安全衛生委員会」「技術委員会」「リスク管理委員会（危機管理部会、保険部会、為替部会、債権管理部会、調達部会、広報部会）」「組織人事委員会」の各種専門委員会を定期又は随時開催し各種のリスクに対応しております。

また、適切な事業マネジメントを推進していくことを目的として、経営資源の適正配分を促進するとともに、全社収益への貢献度やリスクの所在を見極めるため全社共通の事業評価ガイドラインを策定し運用を開始しております。

④ グループ会社経営管理体制

当社グループ会社の経営管理については、グループ会社に関する業務の効率化と管理の適正化を図ることを目的に制定した「関係会社管理規定」に基づき管理しております。また、各グループ会社を管理する主管部署を決め、その部門長が管理担当者となり、各グループ会社が適正、効率的な経営ができるよう管理指導する責任を負う管理担当者が各グループ会社に関する管理業務を主体的に行っております。

監査部はグループ会社の内部統制システムの整備状況をチェックし、問題の早期発見や損失の防止に努めるとともに、改善の方向性を提言・指導しております。

⑤ 監査役

監査役は、監査役会を原則月1回開催し、情報共有を行っており、当該事業年度については臨時も含め17回開催しております。また、監査役会において定めた監査計画に基づき内部監査を行い、監査実施部門へのフィードバックを行っております。

加えて、取締役会や経営戦略会議などの重要会議に出席し、適宜問題提起を行い、業務執行が適切に行われているかの確認及び監査の実効性の向上を図っております。また、定期的にグループ会社の取締役会にも出席し、当社グループの内部統制システムの整備状況を確認しております。

監査役は、監査部と連携するだけでなく代表取締役・取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行い、経営の健全化に努めております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の株式の大量取得を目的とする買付者（以下、買付者といいます。）としては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する者が望ましいと考えております。また、買付者の提案を許容する可否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。しかしながら、株式の買付や提案の中には、企業価値及び株主共同の利益に資さないものが存在する可能性もあり、そのような買付や提案は不適切なものであると考えております。

現在のところ、買付者が出現した場合の具体的な取り組みをあらかじめ定めるものではありませんが、このような場合には直ちに当社として最も適切と考えられる措置をとり得る体制を整えております。

具体的には、社外の専門家を含めて株式の買付や提案の検討・評価や買付者との交渉を行い、当該買付や提案及び買付者が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かを慎重に判断し、これに資さない場合には最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	226,214	流動負債	209,248
現金及び預金	44,510	支払手形及び買掛金	70,040
受取手形及び売掛金	81,873	短期借入金	50,353
商品及び製品	56,041	1年内償還予定の社債	10,000
仕掛品	4,335	未払金	19,748
原材料及び貯蔵品	9,955	未払法人税等	4,304
繰延税金資産	16,538	役員賞与引当金	30
その他の当金	13,465	返品調整引当金	181
貸倒引当金	△505	製品補償引当金	33,500
		その他	21,090
固定資産	296,723	固定負債	138,324
有形固定資産	211,062	社債	10,000
建物及び構築物	59,208	長期借入金	91,204
機械装置及び運搬具	101,196	役員退職慰労引当金	10
工具、器具及び備品	8,982	環境対策引当金	37
土地	20,978	退職給付に係る負債	8,565
リース資産	448	繰延税金負債	27,190
建設仮勘定	20,248	その他	1,316
無形固定資産	8,370	負債合計	347,572
ソフトウェア	3,086	(純資産の部)	
その他	2,234	株主資本	130,105
その他の資産	3,049	資本金	30,484
投資その他の資産	77,290	資本剰余金	28,507
投資有価証券	60,668	利益剰余金	71,255
長期貸付金	323	自己株式	△141
退職給付に係る資産	1,060	その他の包括利益累計額	41,745
繰延税金資産	2,553	その他有価証券評価差額金	28,070
その他の当金	12,859	繰延ヘッジ損益	32
貸倒引当金	△175	為替換算調整勘定	11,460
		退職給付に係る調整累計額	2,182
		少数株主持分	3,513
		純資産合計	175,364
資産合計	522,937	負債及び純資産合計	522,937

連結損益計算書

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		407,789
売上原価		254,288
売上総利益		153,500
販売費及び一般管理費		90,119
営業利益		63,381
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,017	
持分法投資利益	356	
雑益	1,266	3,641
営業外費用		
支払利息	3,121	
為替差損	3,825	
雑損	3,260	10,208
経常利益		56,814
特別損失		
固定資産除却損	662	
製品補償対策費	13,174	
製品補償引当金繰入額	33,500	
独禁法関連損失	4,209	51,546
税金等調整前当期純利益		5,267
法人税、住民税及び事業税	12,036	
法人税等調整額	△8,680	3,355
少数株主損益調整前当期純利益		1,911
少数株主損益		237
当期純利益		1,674

連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	百万円 30,484	百万円 28,507	百万円 76,389	百万円 △130	百万円 135,249
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			1,446		1,446
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	30,484	28,507	77,835	△130	136,696
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△8,255		△8,255
当 期 純 利 益			1,674		1,674
自己株式の取得				△10	△10
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	0	△6,580	△10	△6,590
当 期 末 残 高	30,484	28,507	71,255	△141	130,105

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	百万円 25,372	百万円 △29	百万円 18,011	百万円 1,971	百万円 45,326	百万円 4,062	百万円 184,638
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額							1,446
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	25,372	△29	18,011	1,971	45,326	4,062	186,084
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△8,255
当 期 純 利 益							1,674
自己株式の取得							△10
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	2,697	62	△6,551	211	△3,580	△549	△4,129
当 期 変 動 額 合 計	2,697	62	△6,551	211	△3,580	△549	△10,720
当 期 末 残 高	28,070	32	11,460	2,182	41,745	3,513	175,364

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	114,984	流動負債	126,979
現金及び預金	22,128	買入掛金	34,832
受取手形	820	短期借入金	27,469
売掛金	52,150	1年内償還予定の社債	10,000
商品及び製品	10,704	リース負債	110
仕掛金	1,142	未払費用	12,116
原材料及び貯蔵品	4,452	未払法人税等	3,497
前払費用	386	未払法	3,187
繰上金	12,312	前払受取引当金	50
繰上金	11,422	前払受取引当金	2,182
繰上金	△535	前払受取引当金	30
		前払受取引当金	33,500
		前払受取引当金	0
固定資産	195,290	固定負債	55,774
有形固定資産	59,317	社債	10,000
建物	16,008	長期借入金	26,758
構築物	950	リース負債	213
機械及び装置	17,480	退職給付引当金	7,142
車両運搬具	240	環境対策引当金	13
工具、器具及び備品	4,842	繰上金	11,513
土地	14,024	繰上金	133
建物	325		
建設仮勘定	5,446		
無形固定資産	2,540	負債合計	182,753
ソフトウェア	2,474	(純資産の部)	
その他の資産	65	株主資本	100,081
投資その他の資産	133,432	資本	30,484
投資有価証券	58,949	資本剰余金	28,507
関係会社出資	57,641	資本準備金	28,507
関係会社貸付	6,852	その他の資本剰余金	0
繰上金	5,880	利益剰余金	41,230
繰上金	4,191	利益準備金	2,568
繰上金	△82	その他の利益剰余金	38,661
		固定資産圧縮積立金	1,892
		繰上金	36,768
		繰上金	△141
		自己株式	
		評価・換算差額等	27,440
		その他有価証券評価差額金	27,408
		繰上金	32
		純資産合計	127,521
資産合計	310,275	負債及び純資産合計	310,275

損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

科 目		金 額	
		百万円	百万円
売 上 高			239,674
売 上 原 価			148,669
売 上 総 利 益			91,005
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			40,444
営 業 利 益			50,561
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金 益	4,413		
雑 益	922		5,336
営 業 外 費 用			
支 払 利 息 損	684		
雑 損	4,517		5,201
経 常 利 益			50,695
経 常 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	444		
製 品 補 償 対 策 費	12,811		
製 品 補 償 引 当 金 繰 入 額	33,500		
独 禁 法 関 連 損 失	4,209		
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	7,298		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	519		
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	535		59,318
税 引 前 当 期 純 損 失			△8,622
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	9,825		
法 人 税 等 調 整 額	△10,608		△782
当 期 純 損 失			△7,840

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類 等

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	百万円 30,484	百万円 28,507	百万円 0	百万円 28,507
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	30,484	28,507	0	28,507
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 損 失				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			0	0
固定資産圧縮積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	0
当 期 末 残 高	30,484	28,507	0	28,507

	株 主 資 本					株主資本合計
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	百万円 2,568	百万円 1,990	百万円 51,771	百万円 56,330	百万円 △130	百万円 115,191
会計方針の変更による累積的影響額			995	995		995
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,568	1,990	52,767	57,326	△130	116,186
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△8,255	△8,255		△8,255
当 期 純 損 失			△7,840	△7,840		△7,840
自 己 株 式 の 取 得					△10	△10
自 己 株 式 の 処 分					0	0
固定資産圧縮積立金の取崩		△97	97	—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	△97	△15,998	△16,095	△10	△16,105
当 期 末 残 高	2,568	1,892	36,768	41,230	△141	100,081

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	24,748	△29	24,718	139,910
会計方針の変更による累積的影響額				995
会計方針の変更を反映した当期首残高	24,748	△29	24,718	140,905
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△8,255
当 期 純 損 失				△7,840
自 己 株 式 の 取 得				△10
自 己 株 式 の 処 分				0
固定資産圧縮積立金の取崩				—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	2,659	62	2,721	2,721
当 期 変 動 額 合 計	2,659	62	2,721	△13,383
当 期 末 残 高	27,408	32	27,440	127,521

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月12日

東洋ゴム工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 基 博 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 田 賢 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 幡 琢 哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋ゴム工業株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋ゴム工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表〔連結貸借対照表に関する注記〕3.偶発債務（2）に記載されているとおり、会社及び会社の連結子会社が製造・販売している建築用免震積層ゴムが性能評価基準に適合していない等の事実が判明した。当該事象により、金額を合理的に見積もることができる改修工事費用等については製品補償引当金を計上しているが、今後の進行状況等によっては、追加で製品補償引当金を計上すること等により、会社の連結業績に影響が生じる可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月12日

東洋ゴム工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田 中 基 博 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥 田 賢 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小 幡 琢 哉 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋ゴム工業株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表〔貸借対照表に関する注記〕3.偶発債務（3）に記載されているとおり、会社及び会社の連結子会社が製造・販売している建築用免震積層ゴムが性能評価基準に適合していない等の事実が判明した。当該事象により、金額を合理的に見積もることができる改修工事費用等については製品補償引当金を計上しているが、今後の進行状況等によっては、追加で製品補償引当金を計上すること等により、会社の業績に影響が生じる可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集し通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イ）について検討いたしました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関して、事業報告に記載されている通り、当社は昨年3月に免震積層ゴムが大臣認定に適合していない問題を、さらに昨年10月に一般産業用防振ゴム部品の不实記載の問題を開示しました。当該問題の発覚後、当社では外部弁護士を含む調査チームにて調査を実施し、調査チームから原因究明・再発防止策の提言等を受けています。監査役会は、再発防止策を含む法令遵守体制の構築と運用について継続的な改善が図られていることを確認しており、法令遵守体制の強化が図られるよう取締役会の対応と今後の進捗を注視してまいります。上記の問題に関しては、現時点では、取締役の職務の執行に関し法令違反行為等が存在したのかについて結論を出せる段階にはありませんが、それらを除いては、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。しかしながら、内部統制システムの運用において、免震積層ゴムの大臣認定に適合していない問題及び一般産業用防振ゴム部品の不实記載問題の発生を防止することができませんでした。監査役会としては、内部統制システムの構築と運用について継続的な改善努力が必要であると認識しており、今後とも、内部統制システムの強化が不断に図られるよう取締役会の対応と今後の進捗を注視してまいります。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成28年2月17日

東洋ゴム工業株式会社 監査役会

常勤監査役 上 島 弘 康 ㊞

常勤監査役 能 勢 広 茂 ㊞

常勤監査役 中 原 全 生 ㊞

注) 常勤監査役能勢広茂、常勤監査役中原全生は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開などを勘案して、1株につき25円とさせていただきますと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、既に実施しました中間配当金20円を合わせて、1株につき45円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金25円
総額 3,174,942,075円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年3月31日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の取締役8名全員が任期満了となりますので、新たに取締役8名（社外取締役3名を含む）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所 有 す る 当社株式の数
1	こま ぐち かつ み 駒 口 克 己 (昭和26年3月5日生)	昭和61年3月 平成19年4月	京セラ株式会社入社 京セラミタ株式会社 (現 京セラドキュメントソリューションズ株式会社) 代表取締役社長 平成25年4月 京セラ株式会社 専務取締役 兼 執行役員専務 平成27年4月 京セラドキュメントソリューションズ 株式会社 代表取締役副会長 平成27年10月 当社顧問 平成27年11月 当社取締役会長 平成28年1月 当社代表取締役会長 現在に至る	0株

候補者番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	し みず たか し 清水 隆 史 (昭和36年4月2日生)	昭和60年4月 当社入社 平成22年4月 Toyo Tire Holdings of Americas Inc. 社長 平成25年1月 当社タイヤ企画本部長、タイヤ管理部長 平成26年3月 当社執行役員 タイヤ事業本部 タイヤ企画本部長、タイヤ管理部長、欧州ビジネスユニット長 平成27年7月 当社常務執行役員 タイヤ事業本部 タイヤ企画本部長、北米ビジネスユニット長、管理本部副本部長、コンプライアンスオフィサー (タイヤ事業本部) 平成27年11月 当社代表取締役社長 現在に至る	5,300株
3	お の こう いち 小 野 浩 一 (昭和34年11月21日生)	平成17年3月 当社入社 平成20年4月 当社技術開発センター長 平成21年4月 当社執行役員 研究開発センター長 平成23年8月 当社執行役員 企画本部長、経営企画部長 平成27年7月 当社常務執行役員 タイヤ事業本部 タイヤ技術本部長、中央研究所長 平成27年11月 当社取締役兼常務執行役員 現在に至る	12,200株
4	いし の まさ じ 石 野 政 治 (昭和32年10月25日生)	昭和57年4月 当社入社 平成17年4月 当社化工品技術部長 平成23年4月 当社研究開発センター長 平成26年3月 当社執行役員 中央研究所長 平成27年9月 当社常務執行役員 ダイバーテック事業本部長、テック戦略企画室長、コンプライアンスオフィサー (ダイバーテック事業本部) 平成27年11月 当社取締役兼常務執行役員 現在に至る	1,407株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所 有 す る 当社株式の数
5	た た ら てつ お 多田羅 哲 夫 (昭和31年6月19日生)	昭和55年4月 平成20年4月 平成24年4月 平成27年7月 平成27年11月	当社入社 当社エンジニアリングセンター タイヤ生産技術開発部長 当社執行役員 エンジニアリングセン ター長、生産技術開発部長 当社執行役員 基盤技術センター長、 エンジニアリングセンター長 当社取締役兼常務執行役員 現在に至る	9,000株
6	な む ら ひろ こ 苗 村 博 子 (昭和35年9月17日生)	昭和62年4月 平成9年7月 平成14年12月 平成26年3月 平成26年12月	弁護士登録 ニューヨーク州弁護士登録 大江橋法律事務所入所 苗村法律事務所開設 (現 虎門中央法律事務所) 当社社外取締役 現在に至る 虎門中央法律事務所 大阪事務所長 現在に至る 【重要な兼職の状況】 虎門中央法律事務所 大阪事務所長	0株
7	もり た けん 森 田 研 (昭和23年10月24日生)	昭和46年4月 平成12年10月 平成18年4月 平成21年6月 平成24年6月 平成26年11月 平成27年11月	松下電器産業株式会社 (現 パナソニック株式会社) 入社 松下プラズマディスプレイ株式会社 社長 松下電器産業株式会社パナソニック AVCネットワークス社 上席副社長 同社専務取締役 同社顧問 同社客員 当社社外取締役 現在に至る	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株数の数
8	たけだ あつし 武田 厚 (昭和22年2月27日生)	昭和45年5月 新日本製鐵株式会社 (現 新日鐵住金株式会社) 入社 平成12年4月 同社薄板事業部薄板営業部長 平成14年6月 同社取締役 平成18年4月 日鉄鋼板株式会社(現 日鉄住金鋼板株式会社) 代表取締役社長 平成26年6月 同社取締役相談役 平成27年6月 同社相談役 現在に至る 【重要な兼職の状況】 日鉄住金鋼板株式会社 相談役	0株

- 注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 駒口克己、清水隆史、小野浩一、石野政治、多田羅哲夫の各氏の「担当及び重要な兼職の状況」につきましては、事業報告における「3. 会社役員に関する事項」の「(1) 取締役及び監査役の氏名等」(13ページ)に記載しております。
3. 武田厚氏は、新任候補者であります。
4. 苗村博子、森田研、武田厚の各氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は苗村博子、森田研の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、武田厚氏の選任が承認された場合、新たに独立役員となる予定であります。
6. 苗村博子氏は、弁護士としての豊富な知識と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものです。
7. 苗村博子氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
8. 苗村博子氏が社外取締役在任中に、「1. 企業集団の現況に関する事項 (4) 対処すべき課題」(5～6ページ)に記載の免震ゴム問題及び防振ゴム問題が判明しました。同氏は日頃から取締役会等において法令順守及びコンプライアンス重視の視点に立った提言を行ってまいりました。これらの事実の判明後は原因究明の調査、再発防止策の策定、コンプライアンス強化の推進などを求める等、その職責を適切に果たしております。
9. 森田研氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものです。
10. 森田研氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4ヶ月となります。
11. 武田厚氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものです。
12. 当社は苗村博子、森田研の各氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、武田厚氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役上島弘康氏は本總會終結の時をもって辞任され、監査役能勢広茂氏は本總會終結の時をもって任期満了となります。監査機能強化及び充実を図るための1名増員と合わせ、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	ひらの あき お 平 野 章 夫 (昭和34年12月1日生)	昭和57年4月 当社入社 平成20年4月 当社企画本部 タイヤ企画部長 平成21年4月 (株)トーヨータイヤジャパン 取締役 平成24年4月 当社経営企画本部 情報システム企画部長 平成28年1月 当社タイヤ事業本部 タイヤ物流部長 現在に至る	6,000株
2	やま もと さち お 山 本 幸 男 (昭和33年12月17日生)	昭和56年4月 東洋紡績株式会社 (現 東洋紡株式会社) 入社 平成20年4月 同社人事労政部長 平成23年10月 同社参与 人事労政部長 平成24年6月 同社参与 南米事業総括部長、東洋紡 ブラジルホールディングス代表取締役 社長 平成27年11月 同社参与 不動産事業総括部長 現在に至る	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	佐伯照道 (昭和17年12月28日生)	昭和43年4月 弁護士登録 昭和48年4月 八代・佐伯・西垣法律事務所開設 (現 北浜法律事務所) 現在に至る 平成14年4月 大阪弁護士会会長、 日本弁護士連合会副会長 平成22年6月 岩井コスモホールディングス株式会社 社外取締役 現在に至る 平成24年6月 ワタベウェディング株式会社 社外監査役 現在に至る 平成26年6月 フジテック株式会社 社外取締役 現在に至る 【重要な兼職の状況】 北浜法律事務所 パートナー、岩井コスモホールディングス株式会社 社外取締役、ワタベウェディング株式会社 社外監査役、フジテック株式会社 社外取締役	0株

- 注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 平野章夫、山本幸男、佐伯照道の各氏は、新任候補者であります。
3. 山本幸男、佐伯照道の両氏は、社外監査役候補者であります。
4. 山本幸男、佐伯照道の両氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
5. 山本幸男氏は、企業活動に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものです。
6. 佐伯照道氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものです。
7. 佐伯照道氏が所属している北浜法律事務所と当社との間には顧問契約は締結しておりません。
8. 山本幸男、佐伯照道の両氏が選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

以上

株主総会会場 ご案内図

会場 大阪市西区江戸堀1丁目17番18号
東洋ゴム工業株式会社 本社9階ホール

電話 (06) 6441-8802 管理本部 人事総務部



交通 地下鉄四つ橋線「肥後橋」駅 ②番出口より西へ徒歩3分

※会場には駐車場の用意がございませんので、お車での来場はご遠慮ください。

東洋ゴム工業株式会社

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。